

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
080010	文部科学省	国連NGO加盟のNPO法人の特例的な審査基準の緩和		「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」(平成19年文部科学省告示第41号)	「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」(平成19年文部科学省告示第41号)の緩和	10年前に、構造改革特区において校地・校舎の自己所有要件が撤廃され、NPO法人についても学校法人の設立要件が緩和されたが、国連NGO加盟のNPO法人については、学校法人への組織変更など緩和すべきだ。(主に財政面、役員要件面)	C	III				C	III			1 0 0 3 0 1 0	特定非常利活動法人国際キッパ支援協会及び特定非常利活動法人世界自然医学会組織日本学術会議	奈良県	文部科学省		
080020	文部科学省	認定こども園における3歳未満児に対する公立給食センターからの給食の外部導入		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(第3号)の施行及び同法第3号の施行に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める施設設備及び運営に関する基準第4の7	公立給食センターからの外部導入による給食の提供は、きめやかな個別対応や配慮が可能であり、認定こども園についても、公立保育園と同様に、田原市給食センターからの外部導入による給食の提供を容認しても差し支えないものとする。	田原市では、市内40施設(小中学校27校、保育所21ヶ所の内13ヶ所)の子どもたちに、安全・安心で温かく、美味しく栄養バランスの良い食事を提供するため、田原市給食センターからの外部導入による給食の提供を開始することを予定している。 新たな給食センターからの外部導入においては、「就立」し「食材調達」は今までどおり市が行うこととし、運営開始後は、モニタリング(事業監視)を行うこととし、安全・安心でおいしい給食を提供し、独立したアレルギー対応食調理室を整備するなど、きめ細やかな個別対応や配慮を行うこととしている。 今後、市内私立幼稚園(認定こども園)化を想定している。現行では認められていない認定こども園への給食の外部導入の実施について認めていただきたい。 提案理由: 田原市給食センターからの外部導入による給食の提供は、きめやかな個別対応や配慮が可能であり、認定こども園についても、公立保育園と同様に、田原市給食センターからの外部導入による給食の提供を容認しても差し支えないものとする。	C	III				C	III			1 0 3 4 0 1 0	田原市	愛知県	文部科学省 厚生労働省		
080030	文部科学省	職業能力開発短期大学校からの大学への編入学	学校教育法(昭和22年法律第26号)第108条第7項、第122条、第132条等	職業能力開発短期大学校からの大学への編入学	学校教育法第124条に規定される「他の法律に特別の規定があるもの」の特例として、職業能力開発短期大学校から大学への編入学を可能にする。	高度な知識・技術の修得を目指す意欲のある学生の進路選択の幅を広げ、高度な技術者の養成を促進する。 【提案理由】 大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学、高等専門学校、一部の専修学校等専修学校専門課程の卒業生を対象に認められているが、職業能力開発促進法に基づき設置されている職業能力開発短期大学校(本県は長野県工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。 本県における同様の施設としては、職業大学校及び職業大学校があるが、これらは「他の法律に特別の規定があるもの」とはされおらず、専修学校として大学への編入学が認められていること。 平成16年度(構造改革特区の提案(第4次))における本県等からの提案を受け、平成25年1月18日の中央教育審議会において、職業能力開発短期大学校の単位認定の対象とすべき旨の結論が出され、実施方法について関係府庁で検討中とのことであるが、暫修部会の導入が認められた際の時間的経過を見るに、単位認定の対象となつて7年程度が経過している。 当初の特設申請から既に10年が経過していることから、1日も早い編入学の実現が望まれる。 【代替措置】 職業能力開発短期大学校の職業訓練が、大学における学習と同程度以上である制度上の保証がないことが懸念材料とされているが、長野県工科短期大学校では、年間16時間を1単位とする単位制により、2年間で2,800時間超の授業時間を確保。博士9名、修士6名を含む、4科合計25名の教授等による少人数制授業の実施など、充実した内容となっている。	F	I	職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定すること、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において了承されたことであり、平成25年度中には告示改正を行う予定。 大学への編入学については、この職業能力開発短期大学校の単位認定の状況を踏まえる必要があると考え、中央教育審議会等において検討を行いいたい。 なお、職業能力開発短期大学校修了者の大学への編入学については、職業訓練制度と学校教育制度との間の種別に関する問題であることから、整理が必要であり、関係府庁とも連携してまいりたい。		右提案主体からの意見を踏まえ、再検討いたします(お願いたします)。	企業が産業競争力を維持・発展させていくため、高度な技術・技能を持つ人材の育成は重要な要素である。 日々急激に変化している社会経済情勢の中で、より高度な人材を求め企業の一躍を高めるため、1日も早い実現が望まれる。 今後の具体的なスケジュール、方向性についてご教示いただき、遅やかに検討をお願いします。		F	I	職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定すること、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において了承されたことであり、平成25年度を目途に告示改正を行う予定。 大学への編入学については、職業能力開発短期大学校の単位認定の状況を踏まえる必要があると考え、中央教育審議会等において引き続き検討を行う。 なお、職業能力開発短期大学校修了者の大学への編入学については、職業訓練制度と学校教育制度との間の種別に関する問題であることから、整理が必要であり、関係府庁とも連携してまいりたい。		1 0 6 6 0 0	長野県	長野県	文部科学省
080040	文部科学省	保育所型認定こども園の期間規定の廃止	学校教育法(昭和22年法律第26号)第5条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型認定こども園の期間規定の廃止	現在、認定こども園の4類型(幼保連携型、幼保型、保育所型及び地方数量型)のうち、保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされていることは、制度全体として整合性が図られていない。 加えて、平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度においても、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園(行方不明認定)の対象とならざるに整合性を図る必要がある。 H24.4.現在県内全域14市町のうち特例児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には特例児童がいないことから、いわゆる準在籍特例児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。	C	I	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れることにより保育を受けられる子どもの利用が制限され、市町村による保育の実施態勢の履行が妨げられるおそれがあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。		右提案主体からの意見を踏まえ、再検討いたします(お願いたします)。	「保育所型認定こども園については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要がある」との回答であるが、保育所から有期認定を要さない新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合の取扱いに課題がある。 また、子ども・子育て支援新制度の本県実施に向け各市町村は26年度に保育等のニーズ調査を行い、5箇年にわたる業務計画を策定することから、有期認定とする必要はない(保育ニーズのデータは平成29年度と言われている)との時点で特例児童がなければ、将来的に特例児童が発生することは少ない。また、認定こども園の設置者は認定こども園を廃止することができる。		C	I	保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができるという事業上の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づき、事前に有効期間を定めることとされている。 なお、保育需要は現在でも増加しているところであり、平成29年度以降についても、地域ごとに保育需要のピークは異なっていると考えられるため、有効期間を廃止することは適当ではない。		1 0 3 2 0 0 0	兵庫県	兵庫県	文部科学省 内閣府
080050	文部科学省	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の解禁)	学校教育法5条	改正就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律(認定こども園法)第28条学校教育法5条	公立幼稚園は学校教育法5条により、法制的に包括的民間委託はできないこととされているが、地域の実情に合わせて公立幼稚園の運営形態を多様な選択取組の中から選ぶことができればとする。具体的には、公立幼稚園を認定こども園の管理・運営を包括的に民間委託することを可能にする。	①経緯・提案理由: ・安平町は平成18年3月に旧早来町と旧道分町が合併・新町づくり(新町)において、旧早来町のきこ保育園3園を統合、児童館を併設した児童福祉複合施設を建設、平成22年4月に幼保連携型認定こども園開設 ・安平町臨時職員の内任期間延長による子育て環境の充実(特区)認定を受け、平成23年度から保育士等の定数的な確保を図るが、常勤的臨時職員の定数増加の指導を受けるが、財政難を理由に合併し、計画的に職員を削減しているため、正規職員化が困難な状況。 ・きこ保育園所から移行した保育士のため、幼稚園教育の質の向上改善に時間を要している。 ・子ども園の運営を委託 ・地域性から、官民協働による公設民営の運営検討 ・公設民営は公立小学校等の制度により実施するとされてきたが、私学助成が非該当のため町の負担が大きい課題 ②具体的内容: 認定こども園運営を包括的に民間委託することが最良の方法と考える ③スケジュール: ・町の教育・保育理念、運営条件等を明示し、協議できる法人等を公募 ・平成25年度中に選定、平成26年度で引き継ぎ、平成27年4月1日から公設民営(包括的民間委託)による幼保連携型認定こども園として事業を実施 ④事業効果: 民間の参入により地域活性化、就学前教育・保育を充実、財政のスリム化、公設民営による認定こども園の増加期待	D	I	改正認定こども園法(平成27年施行予定)34条では「公私連携幼保連携型認定こども園」が定められている。これは、教育・保育の質を確保しつつ、活力ある民間法人が幼保連携型認定こども園の運営を行うことを目指し、市町村と民間法人とが協力を軸として、市町村がその運営に一定の責任を負うものである。既存施設をこの施設類型に移行させることで、御提案のような仕組みをとることができると考えられる。なお、この場合の運営員については、施設型移行(国1-2、都道府県1-4、市町村1-4)の対象となる。		右提案主体からの意見を踏まえ、再検討いたします(お願いたします)。	改正認定こども園法(平成27年施行予定)34条による「公私連携幼保連携型認定こども園」に移行することで提案の内容について対応可能なご回答であるが、改正認定こども園法が施行になるまでは、この類型への移行ができないのではないかと懸念されている。また、認定こども園法(平成27年4月1日から私学連携幼保連携型認定こども園へ移行すること)が施行されることと必要と考えるため、4月1日時点で法律が未施行であっても、新制度を先取りして公私連携幼保連携型認定こども園へ移行ができる特区を提案したい。		D(一部)	I	改正認定こども園法34条の公私連携幼保連携型認定こども園は、同法の施行により新たに創設される「幼保連携型認定こども園」のうちの一つの類型である。 なお、法制度上、改正認定こども園法が未施行であるにも関わらず、同法を根拠とする公私連携幼保連携型認定こども園の制度のみを先取りして実施することはできない。		1 0 3 3 0 1 0	安平町	北海道	文部科学省

管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080060	文部科学省	認定こども園における職員配置及び資格基準の緩和		幼保小の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める施設の設備及び運営に関する基準第2及び第3	認定こども園には保育に従事する者と学級担任をおくこととされており、前者は保育士資格、後者は幼稚園教諭免許を有する者でなければならないとされている。	発達障害グレーゾーンの子どもの早期発見、早期教育を図るため、臨床発達心理士等の専門的知識を持った者が、子どもの育ちに関する知識・技術を持ち、かつ、意欲、適性および能力等を考慮して適当と認められる場合は、認定こども園における職員配置及び資格基準における保育士もしくは幼稚園教諭とみなすことが可能とする。	C	Ⅲ	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	C	Ⅲ	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	1 0 3 0 2 0	安甲町	北海道	文部科学省 厚生労働省
080070	文部科学省	大学獣医学部の設置の認可		平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に関する認可の基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成課程により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	●具体的事業の実施内容 四国(愛媛県今治新都市)に新しい大学獣医学部を設置し、四国全域の獣医療技術レベル向上を図るとともに、グローバル時代に対応した新世代の獣医師養成拠点を構築する。 ●提案理由 ①口蹄疫、鳥インフルエンザ等の感染症対策の初動として、国際獣医事務局(OIE)は地区別での防疫態勢構築を求めているが、こうした危機管理事象の発生を想定した場合、四国(アール)だけがその学術的支援拠点となるべき大学獣医学部がなく、大きなリスクを抱えている。新しい大学は、県境や自治体の垣根を越えた広域的拠点となる。 ②世界の進歩が種殖産業から養殖産業へと飛躍的に移行する中、獣医師が携わる高度医療対応のニーズは増大している。畜産養殖生産が全国1位で畜産に関する知見が豊富である愛媛県の地域活性化から、新しい大学は、地域の産産業の心から、世界の養殖産業にも貢献できる。 ③PPP時代における日本の食の安全保障を考えたとき、アジア各国の獣医療レベルの向上が喫緊の課題であり、国際水準の獣医師養成を行う新しい大学は、四国はもとより、アジア地域への高度人材供給にも寄与できる。 ④持続的経済成長戦略のキーワードとなる規制緩和と新規経済成長産業の開発・育成を考えると、四国に代表されるライフサイエンス産業を支える獣医師の育成が不可欠である。特に、動物個体を理解し、獣医学の知見を背景にライフサイエンス分野で活躍できる人材や優秀な研究者、大学教員の養成が急務である。これに新しい大学が対応することで、地域における同分野の発展にも寄与する。	F	Ⅲ	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、本年3月末にこれまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医学教育の在り方について～は報告したところである。 本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全面的見直しから行つたが前提であること、また、獣医学大学全体の定員等については、獣医学関係者は認め、獣医学分野や獣医学分野の専門家等を含め、さらに広く意見を聞いていく必要があること等が提言されました。今後は、本提言を踏まえつつ、獣医学教育の改善・充実策案について、入学定員の在り方を含め、更なる検討を行う予定です(平成25年度中を旨に迅速やかに検討)。				1 0 4 1 0 1 0	愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省			
080080	文部科学省	生涯学習審議会の設置自治体の緩和		生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条については、都道府県生涯学習審議会の設置について規定しているが、市町村において生涯学習審議会を設けることを認めていない。	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条に基づく設置対象に特定自治体に対する設置の特例を求める。	自治体はグリーン、リターンを促進させることで新たな地域活性化を計画しているが、それらの新規移住住民の定住化のためには、以前から住んでいる旧住民との融和が肝要となる。融和対策としては種々の方法があるが、持続可能な対策としては、新旧住民が世代を超えて定常的に交流しコミュニケーションが可能なシステムが求められる。加えて、住民全体が一つの目標を持つことによつて、より住民間の連帯感と絆、共感等が生まれ、地域活性化に不可欠な「地域人」の育成が可能である。それを可能とするものが、中央教育審議会でもおこなわれている「生涯学習」(生涯学習)である。生涯学習が、目指す生涯にわたる学習を具現化するために、以前の生涯学習に不足しがちな幼児・学童期の低年齢層から児童、生徒、社会人、高齢者等、全ての年代における主体的継続的な学習を実現するために、「種別」などを越えた「生涯学習」を導入を促すものである。地域の環境を学ぶことでは、次の地域人の育成に最速のテーマであると考えられる。また地域の環境という住民共通のテーマは学習者にとっては、学びの意欲と意義を理解しやすく、環境学習を通じて、異世代間や新旧住民の自然な交流が生まれやすい。また自治体内には隣校となった小学校をエコ改修する予定があり、生涯学習施設は準備可能である。このような状況の中で、先例となる事例を模した生涯学習審議会を定めないで、自治体が目指す生涯学習を具体的に実現するためには、自治体に特化した生涯学習審議会の設置による検討が不可欠であるため。	E	I	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条については、都道府県生涯学習審議会の設置について規定しているが、市町村において生涯学習審議会を設けることを認めていないため、要望のあった自治体に特化した生涯学習審議会の設置は現行制度上不可能である。				E	I	1 0 4 0 4 0	富士見町	長野県	文部科学省	